

自動販売機設置事業者募集要項

自動販売機設置に係る市有財産の貸付け（山形市中央公民館）

山形市では、山形市中央公民館に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等をよくご覧になり、落札後の辞退や契約期間中の撤退などがないように十分ご検討のうえ、入札にご参加ください。

1 入札に付する事項等

（１）契約の形態

自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

（２）貸付物件

次の物件について入札を実施する。

物件番号	貸し付ける市有財産	貸付期間	貸付箇所	種類及び設置台数	貸付面積
1	山形市中央公民館	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで	5階会議室前	飲料用 1台	1.36 ㎡

※1 貸付面積には、転倒防止板、回収ボックス設置部分を含む。

※2 貸付期間の更新はしない。

（３）貸付条件等

別添仕様書による。

（４）参考データ（山形市中央公民館の概要 令和7年6月現在）

ア 利用可能日 公民館使用に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）第4条第1項に規定する休日を除く毎日

イ 利用可能時間 利用可能日の9：00～22：00

ウ 利用者数 令和2年度 約12,202人（のべ）

令和3年度 約22,290人（のべ）

令和4年度 約34,564人（のべ）

令和5年度 約51,469人（のべ）

令和6年度 約56,878（のべ）

エ 勤務者数 公民館職員6名（うち非常勤職員2名）、委託職員3名、警備員常駐1名

オ 年間販売数 物件1 2,817杯（令和6年度実績）

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他これらに準ずる者でないこと。
- (3) 山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）第3条に規定する市税及び国税を滞納していないこと。
- (4) 入札公告の日から過去2年の間に、2回以上にわたって国又は地方公共団体の庁舎等に自動販売機を設置し、誠実に管理運営を行った実績を有している者であること。
- (5) 入札に付する自動販売機で販売する商品に関し、法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していること。

3 入札参加資格確認申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式2）及び関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月18日（金）までの日（山形市の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 受付場所

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市教育委員会社会教育青少年課管理係

電話：023-641-1212 内線454

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
1	入札参加資格確認申請書（様式2）	○	○
2	身分証明書（市町村発行のもの）	×	○
3	登記事項証明書（現在事項証明書）	○	×
4	山形市税及び国税の滞納がないことの証明書類	○	○
5	誓約書（様式3）	○	○
6	業務実績書（様式4）	○	○
7	設置する自動販売機の仕様書又はカタログ（回収ボックスの仕様・寸法を含む。）	○	○

8	委任状（様式5）	注	×
9	法令等の規定により許認可等を要する場合は、当該許認可等を有していることを証明する書類	○	○

注 本社が支店等に権限を委任する場合に必要となります。

※1 2、3、4については、発行3か月以内の原本とします。

※2 山形市の「競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）」に登録されている場合は、
2～6までの書類の提出を省略できます。

（4）提出部数

1部

（5）入札参加資格の確認結果

一般競争入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式7）により通知する。

4 質問及び回答について

（1）提出方法

質問書（様式6）を持参又は電子メールにより提出すること。

電子メールの場合は、件名の先頭に【山形市中央公民館】と付け加えること。

（2）受付期間

令和7年7月18日（金）午後5時到着分まで

直接持参の場合は、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで受け付けます。

ただし、正午から午後1時の間を除きます。

※ 上記期限以降に提出された質問は、受け付けしませんのでご注意ください。

（3）質問者への回答

質問書を受け付けた日の翌日から起算して3日目までに電子メール等で個別に回答書（様式6-2）により回答する。

また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和7年7月22日（火）までにホームページに掲載する。

5 入札及び開札に関する事項

（1）日時

令和7年7月23日（水）午後2時から

詳細は下記日程のとおりとし、入開札は、物件番号順に順次行う。また、必要に応じて再度入札を行う。

物件	入札開始時間
1	午後 2 時

(2) 場所

山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号

山形市本庁舎 8 階 8 0 1 会議室

(3) 入札書の記載方法

ア 入札書は、指定の入札書（様式 9）に必要事項を記載すること。

イ 入札書には、希望貸付料率（％で小数点第 1 位まで）を記載すること。

なお、貸付料率は、市に支払う貸付料を算定するために、売上げ（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上実績額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する額）に乗じる割合です。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式 9）に必要事項を記載・押印すること。

イ 入札書を封印する封筒（長形 3 号の定型封筒）の表面に、①「入札件名及び物件番号」（件名は「自動販売機設置に係る市有財産の貸付け」とし、設置施設名称と入札する物件番号を併記する。）、②「入札書」、③「入札者の氏名（法人の場合は当該法人の所在、名称又は称号及、代表者名）」を記載し、上記アの入札書を封印すること。

ウ 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 7）の写し 1 部を、入札前に提出すること。

エ 代理人が入札する場合は、委任状（様式 9－2）1 部に必要事項を記載・押印し、入札前に提出すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ・入札の参加資格のない者の入札
- ・同一の入札について二以上の入札をした者の入札
- ・金額を訂正した入札
- ・金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたい入札
- ・入札に際して不正の行為があった入札
- ・その他入札条件に違反した入札

(6) 再度入札

予定貸付料率以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された貸付料率が市の定める予定貸付料率以上で、かつ、最高の貸付料率をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 借地借家法に基づく文書による説明

契約の前に「定期建物賃貸借契約についての説明」（指定様式）により、借地借家法第38条第3項の規定に基づく更新がない旨の説明を行い、説明を受けたことを証するため記名押印のうえ互いに1部を保有するものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書（案）

別紙のとおり

(2) 契約書は1物件ごとに作成する。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとする。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が前記2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

(5) 契約に要する一切の経費等は、落札者の負担とする。

8 その他

提出された申請書等は返却しません。

9 問い合わせ先

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市教育委員会社会教育青少年課管理係

TEL：023-641-1212（内線454）

FAX：023-624-8443

E-mail shakyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp